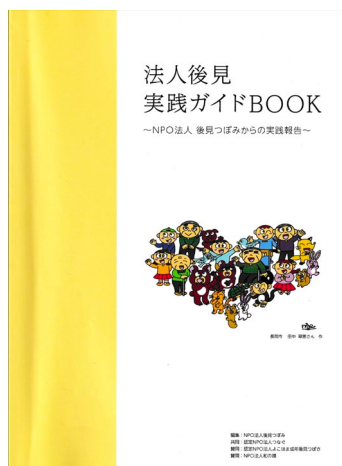


NPO法人による法人後見 の活動内容

～法人後見実践ガイドBOOK発刊～

日時：2025年11月5日（火）

不動産後見サミット

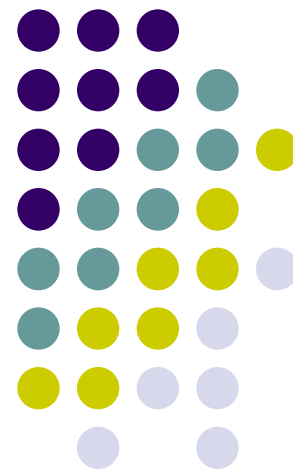


特定非営利活動法人 後見つぼみ

代表理事：鈴木 美穂

理事：高橋真佐子

顧問：須田 幸隆



法人後見実践ガイドBOOK



法人後見のKNOW-HOW伝授

- 第1章 法人後見の推進
- 第2章 法人適格性
- 第3章 法人後見のKNOW-HOW
- 第4章 受任事例
- 第5章 法人後見自己評価
- 第6章 法人会計の概要
- 第7章 関係者の声

成年後見と 居住支援

不動産後見サミット

～これからの成年後見と居住支援を考える～

日時 令和7年11月5日(水) 13:00～16:00

会場 東京大学弥生キャンパス 弥生講堂一条ホール
及びオンライン(Zoom)

※後日、録画(オンデマンド)配信も予定しております

参加費 **無料**

◎居住支援について興味のある方、学びたい方、
どなたでもご参加可能です。

プログラム

■ 基調講演

「居住支援とは？
～住まいと暮らしを支えるために～」

講師



日本大学 文理学部
社会福祉学科 教授
白川 泰之 氏

■ パネルディスカッション

「成年後見と居住支援 ～安心して住もうために～」

コーディネーター



東京大学大学院 教育学研究科
特任専門職員
東 啓二 氏

パネリスト



国土交通省 住宅局
安心居住推進課長
田中 規倫 氏



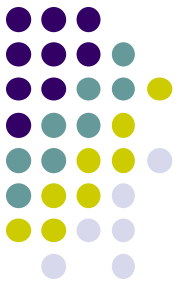
(一社)全国住宅産業協会
成年後見制度不動産部会長
西澤 希和子 氏



特定非営利活動法人
後見つぼみ 顧問
須田 幸隆 氏



神奈川ロイヤル㈱
高齢者事業部 室長
遠藤 成幸 氏



不動産後見

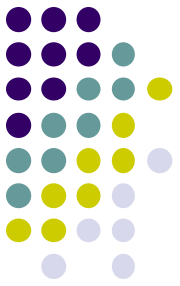
- 横浜の不動産会社
- 困窮者の家探し支援
- 行政と連携、自立へ奔走

横浜の不動産会社

2025年3月22日 神奈川新聞

横浜市旭区にある不動産会社「アオバ住宅社」は、さまざまな困難に直面している人の住まい探手を支援している。行政や福祉・医療機関とも連携しながら、自立した生活に向けて入居者をサポートしている。

<https://www.kanaloco.jp/member/node/1157631>



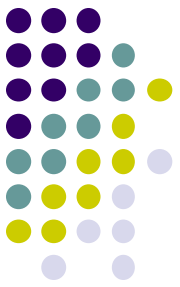
法人後見とは？

「法人後見」とは何でしょうか？

民法上、成年後見人等に「法人」も可能
個人ではなく、組織として受任可能

<メリット>

組織的な支援：複数の専門家が連携・支援
継続性・安定性：担当者が変わっても業務継続
不祥事防止：複数の目でチェック・不正防止



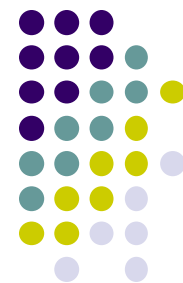
法人後見の必要性

今なぜ、法人後見が求められているのか

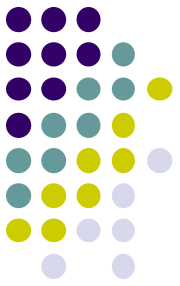
- 背景：
 - 高齢化の進展と認知症高齢者の増加。
 - 障害者の親亡き後問題。
 - チーム支援への期待。
- 役割：地域で市民後見の皆さんと連携し、お一人では対応が難しい事案や継続的な支援が必要な事案を担います。地域の社会資源として、成年後見制度を支える役割が期待されています。

NPO法人 よこはま成年後見 つばさ

NPO法人 後見つぼみの誕生



- 東日本大震災時一時避難所で生活相談活動
 - 2011年10月 つばさが誕生
 - 横浜市福祉職OBらによる立ち上げ
 - 横浜でNPO法人としては最初の法人後見
-
- 2020年10月 つばさを母体に後見つぼみ誕生
 - 横浜家裁の信頼度は抜群



法人適格性

- 最高裁家庭局が示した考慮要素
 - ① 法人の事業の種類及び内容
 - ② 法人の財務基盤
 - ③ 後見等事務を遂行する能力
 - ④ 法人との利害関係

つばさグループ

つばさ つなぐ つぼみ 和の環(市民後見)

法人基本理念



基本理念

☘ 誰もが尊厳を守られる権利擁護支援 ☘

～それぞれの蕾、その人らしく花咲き、豊に実ればいいね～

<宣言>

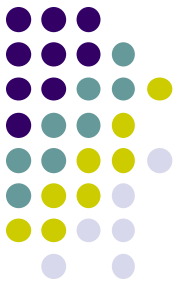
私たちは、次のように宣言します

ライト（軽い 明るい 権利擁護）を旗印に

- 1 資力の有無に関わらず
- 1 本人意思を尊重した
- 1 生活支援を重視した

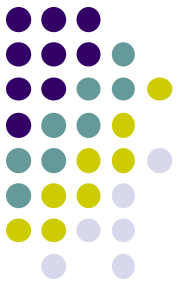
法人後見を実施します

特定非営利活動法人 後見つぼみ
2020年8月9日制定



三大特徴

- 各担当にスーパーバイザー配置
- 定期的業務検討会実施
- 毎年法人後見専門員養成講座開講
(つばさとつぼみ共催)



受任事例

地域連携事例

本人:90歳 認知症

通報:地域包括支援センター

動機:認知症進行 預貯金払い戻し困難 独居生活継続困難

- ・制度利用相談⇒家裁申立支援⇒法人受任の一体的推進
- ・居住用不動産処分許可申立(含 賃貸契約解除)
- ・家財処分(費用10万円以上)は事前に家裁上申



まとめ

- 組 織：チームでの法人後見
- 継続性：長期にわたる継続支援
- 信 頼：自己評価と朗読劇で信頼確保
- 協 働：市民後見や不動産後見との協働
- メッセージ：これからは、地域で市民後見や不動産後見の皆さんと力を合わせ、より良い支援、地域共生社会を築いていきたい。

（成年後見制度改革 中間試案パブリックコメント終了）

総合的な権利擁護支援策



総合的な権利擁護支援策

地域共生社会の在り方

中間のとりまとめ

共生社会

身寄りなし高齢者

- ・ 日常生活支援
- ・ 入院・入所手続き支援
- ・ 死後事務支援
- ・ 情報登録制度
- ・ 居住支援事業

新日常生活自立支援事業

第二種社会福祉事業位置付け

民法等改正の中間試案

2026 年民法改正

成年後見制度

法定後見の終了

終わらない制度⇒**終わられる制度**へ

必ず終わる制度ではない

交代 報酬

法人後見

中核機関の法制化

自己評価・朗読劇

意思決定支援の規定⇒社会福祉法 **市民後見人**

終了版「本人情報シート」

補助一元化

補助

保佐

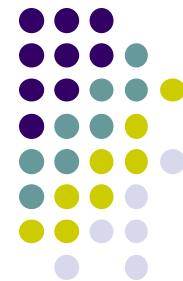
後見

こどもまんなか社会

能力

親権・未成年後見制度

おしまい



- ご清聴ありがとうございます。

